

## ボランティア活動保険について

あつてはならない事、もし遭遇したらそれを補償するのが保険ですが、私達が加入しているボランティア活動保険とはどんな内容なのでしょうか。以下簡単にまとめます。

契約形態： 当会「奈良・人と自然の会」が加入申込者となり、**会員ひとりひとりを被保険者**として締結した団体契約保険です。入会と同時に納入会費より手続きを行っています。

掛け金： ひとり 300円 (平成26年)

扱い店： 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会

保険会社： 日本興亜損害保険株式会社

補償期間： 4月1日から翌年3月31日 午後12時までの1年間。特に始まりは、扱い店が所定の手続きと掛け金の入金を**確認した翌日**からとなります。

補償内容： 活動中の事故によるケガや賠償保険で、学習会や会議、移動途中、日射病や熱射病の熱中症、途上にあった交通事故も含まれます。入院1日：7,000円 通院1日：4,100円 死亡：1,400万円 後遺障害：1,400万円 (限度額) 賠償事故 5億円 (限度額)。

対象： 日本国内における「**自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する無償のボランティア活動**」を指します。従って対象地区は奈良県に限定されず、国内全域で、かつ「奈良・人と自然の会」の企画された行事のみならず、**会を離れて、個人が実施した上記の「 」内の活動をも含みます。**

非対象： 自動車による事故は、加入者自身の障害のみが補償されますが、その他はすべて自動車保険の対象。野焼きや山焼き、チェーンソー使用も(免責事項)。頸部症候群や腰痛も非対象です。

その他： グループ全体に起因する賠償責任は支払われません。あくまで一人一人の個人です。